

消費者保護ルール実施状況のモニタリング定期会合（第10回）

令和3年2月2日

1. 苦情相談の傾向分析の結果、随時調査の結果

【片桐消費者行政第一課長】 （資料10-1-1、10-1-2に基づき説明。）

【TCA 奥田オブザーバー】 （資料10-1-3に基づき説明。）

【全携協 瀧澤オブザーバー】 （資料10-1-4に基づき説明。）

【森主査代理】 ありがとうございます。御説明どうもありがとうございました。よく分かりました。こうなるかなと思っていたようになった部分と、そうでなかった部分とありましたが、御説明はいずれも納得できるものであり、自主的な取組もしっかりなされているというふうに伺いました。

ちょっとお尋ねしたいのが、受電率といいますか、応答率ですね、この苦情対応のところが悪くなっている。これは仕方ない、当たり前の話であるかなと思っていて、その部分が増えるのは当然だと思うんですけども、そうではないもので増えているのがMVNOの、1つはクラウドWi-Fiで、これはこれで特別な問題だと思いますので、見ておくとしたしまして、先ほどの御説明ではクラウドWi-Fi以外のMVNOも結構増えていたと。資料1-1の4ページを拝見しますと、これもちょっと増えていたような感じがしますので、その受電率、苦情対応以外のところで増えているところについては、今後ともいいですか、特に注意が必要だというふうに思いました。

もしこの点について何か、事務局のほうで特別な、こういう理由があったのではないかなということがあれば教えていただきたいんですけども、特になければ、そんなにめっちゃめっちゃ大きな数字ではないので要注意という程度のことだなというふうには思いましたけれども、応答率以外のところでちょっと増えていると、クラウドWi-Fi以外のところでちょっと増えているというところを注意すべきではないかというふうに思いました。

【片桐消費者行政第一課長】 事務局、総務省の片桐でございます。特段細かなところまでは分析できておりませんので、特に目立ったところは、今のところは感じないところでございます。

【石田構成員】 全国消費生活相談員協会の石田です。よろしくお願いします。

私は、全携協さんが13ページのところでウェブで契約した人の分析をしていただいた

のと、それと事務局の6ページのところにも、やはりウェブにシフトしてきていると書かれていたところがありましたので、今後、ウェブで契約する方のトラブルというのも増えてくると思いますので、分析するときに、ウェブのトラブルが分かるといいと思いました。ウェブで契約して、キャリアショップさんのほうに苦情を言うみたいなことになると、やはりウェブの契約がきちんと表示されているかどうかという問題が出てくると思いました。

それともう一つ、総務省さんの、事務局資料の2ページのところに、消費生活センターの相談件数と、あと総務省の電話相談の件数は減っているんだけど、ウェブの相談が増えているというのがあったんですが、これは若い人たちの電話相談というのが減っている中で、若い人たちの苦情をどのように吸い上げるかということが問題になっているので、この総務省のウェブの情報提供窓口はとてもいいと思っています。

【黒坂構成員】 黒坂でございます。私からは3点、コメントさせていただければと思います。

まず事務局資料の10-1-1で、今6ページのところを中心にウェブのお話、石田構成員からも御指摘がありました。私も全く同じ問題意識を持っておりまして、この調査は基本的にコロナ禍の影響でウェブの取扱いが増えたということに起因しているところがあるかと思いますが、この後、電気通信事業者の皆さんが提供する新しい料金プランで、ウェブのみであるとかウェブを中心というものがどんどん増えていくことが予想されます。その流れ自体は、私は、チャンネルの多様化という意味では否定するものではなくて、基本的に歓迎するべきものでもあると思いますが、やはりウェブならではの契約手続の特徴であるとか、あるいは契約行為としての違いみたいなところというのを十分に意識する必要あるだろうと。そういう意味では、拙速に何か、ウェブが始まったから急にどうこうということではなく、まさしくこのモニタリングの趣旨でもありますけれども、少し注意深く状況を見て、どのような課題であるとか消費者からのクレームが出てくるのかということを少し、今後もフォーカスして見ていただきたいというような、リクエストのようなお話です。

続いて2点目ですが、同じ資料の21ページ目、クラウドWi-Fiのところでは行政指導・行政処分等というのが、従来のこういった調査の中では、ちょっと驚くぐらい顕在化しているというようなことがありました。本件自体は、こういう声が出てきても致し方ない、非常に残念なインシデントだったかなというふうに思いますが、恐らくこういった問題が起きたときに、できるだけ早く情報を詳細に開示してほしいというような消

費者の求め、なおかつそれを行政のような、比較的責任のある立場がどんどん情報を出していくというようなことが強く期待されている時代になってきているんだなということが改めて感じられます。ですのでこの辺りは、消費者庁等の他の消費者行政の皆さんなど、様々な関連する機関とも連携を取りながら、速報的な情報発信をどのようにやっていくのかということは、課題としてあるんだろうなと、検討しなければいけないことなんだろうなというふうに感じました。

あと、3つ目のコメントですが、資料番号で言うと10-1-2になります。これも事務局資料ですけれども、随時調査の結果についてというところで、ページで言いますと1ページ目になります。表紙をめくっていただいたところですけど、株式会社テレ・マーカ一に対する行政指導というところで、届出を行っていなかったというようなケースが出てきました。これ自体がたくさん今起きているという状況では必ずしもないというふうに思いますが、届出制を導入した後、届出の状況がどのようになっているのか。あるいは無届けで、いろいろ潜ってしまっているような事業者であるとか、そういった主体の存在ということなどをどのように追いかけていくのかというようなことも、アウトサイダー的な話というのも指摘があるところかなというふうに思います。

これもまた一定の期間を経て検証した上でということだと思いますけど、そもそも届出制にとどまっていっているのか、あるいはより強い規律を検討するような必要があるのかということも、調査の結果の下に少し検討を進めていくということが必要なのではないかなというふうに、ちょっとこれ1つだけを見てどうこうというふうには言えませんが、そういうことが可能性としてあるなということを感じたので、少し調査を深掘りしていただいた上で、また検討していただければというふうに考えております。

**【新美主査】** ちょっと私も1つだけ、簡単なコメントしますと、全体の調査とか傾向を見てみますと、高齢者の数が多いと。しかも70代ということではいずれの調査も出ておりますけれども、この辺については70代の世代の特性を少し見ておく必要があると思います。私もそこに含まれておりますが、この年代はボリュームが大きいと、団塊の世代でボリュームが大きいということと同時に、全体の世代の傾向としてはアグレッシブといいですか、ポジティブな人が多いという、そういう傾向がありますので、ちょっと苦情の中身については丁寧に見て、どう対応するのかというのは検討を要するのかなと、そう思って伺っておりました。

**【北構成員】** 43ページに通信速度に関する苦情相談のデータがありまして、ここで

MVNOの、しかもクラウドWi-Fiを除くMVNOの苦情がかなり増えていると。ここについて、これは私の推測なんです、ユーザーのトラフィック増に応じて、本来であればMVNOさん、帯域を増強すべきところ、経営が厳しいということから、本当は値上げしたいけれども、MNOが格安プラン出しているから値上げもできないと。結果、帯域も増強できないので、スループットが落ちていくというようなことが今起きているかもしれない、あるいは今後顕著になっていく可能性がありますので、この数字は今後しっかりとウオッチしてまいりたいと思います。

## 2. これまでの指摘事項に係る対応状況（フォローアップ）等

【TCA 大橋オブザーバー】（資料10-2-1に基づき説明。）

【全携協 瀧澤オブザーバー】（資料10-2-2に基づき説明。）

【テレサ協MVNO委員会 井原オブザーバー】（資料10-2-3に基づき説明。）

【テレサ協FVNO委員会 山田オブザーバー】（資料10-2-4に基づき説明。）

【JAIPA 木村オブザーバー】（資料10-2-5に基づき説明。）

【ケーブルテレビ連盟 吉田オブザーバー】（資料10-2-6に基づき説明。）

【片桐消費者行政第一課長】（資料10-2-7に基づき説明。）

【市川構成員】 慶應義塾大学の市川でございます。私からはコメントでございます。

最後に総務省さんのほうで言っていたいただいたフォローアップの対応状況については、このような形でよろしいかと思います。その中の1つで、ずっと言ってきておりましたが、MVNOの実効速度のお話について、今日また御報告をいただきました。10-2-3ですね、テレコムサービス協会MVNO委員会様から言っていたいただいた、実効速度の広告表示の状況についてです、このモニタリング会合のほうで様々申し上げてきたことをきちっと進めていただいて、本当にありがとうございました。このように、実際に計画が始まり、出されているところも出てきたということで、非常に望ましいことで、好ましいことだと思っております。

その中で、広告表示事業者のコメントということで御説明いただいた、紙の中の13ページにございましたが、きちっと信頼性の高い広告として説明ができるということと、一方でやはり経営的なインパクトがかかるというようなこともコメントでございますけれども、これはまさに、この会合も含めて、様々、こういう形でぜひ「質の競争」をしてほし

いということで、つながってきたものです。フォローアップのほうもそのようになっておりますが、こういうものをきちんと示して、きちっと競争していただきたいということがメッセージとして世の中に伝わって行って、この辺りはきちんとつながる時間、この辺は厳しい時間ということを示してくれる事業者をきちんと信頼して、それが分かかってきちっと使われていくということが、もともと望んできたことかと思えます。今後も注視したいと思いますし、このように取組をしていただいてありがとうございますということで、コメントでございます。

【森主査代理】 御説明ありがとうございました。よく分かりました。ちょっとハウリングというか、時間のずれがあるようなのでゆっくりお話をさせていただきますが、2つ意見がありまして、1つが質問です。

1つは、先ほどJAIPAの御説明にありました、分離型ISPサービスに関する苦情ですけれども、これはアウトサイダーであるということがありまして、前々回ぐらいから出てきているアウトサイダー対応だというお話かと思えますけれども、もう繰り返しになりますが、アウトサイダー対応の一番有効な方法というのは法執行ということですので、今、既に法執行の例が上がっていますけれども、適切な法執行、厳しい法執行をお願いしたいと思います。何かマンションの管理会社と偽って、みたいなのが、結構許し難いものがあるかなというふうに思いますので、それをお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目ですけれども、FVNO委員会さんから御説明いただきました、光コラボの図解リーフレットです。これは大変分かりやすいもので、非常に有意義なものですけれども、もし今回いろいろまた、ISPの話とかあって、改訂されるというようなことがありましたら、それは今後の話ですけれども、その時は、契約上2つあるんですよ。もちろん、同じ人がそのサービスを提供していれば一体型ということになるわけですが、光回線の契約とISPの契約というのが両方あるということが、分かりにくさの一因になっているかと思いますので、これをインターネットに出ていく図か何かを作っていただいて、2つサービスを使っているんですよ、だから契約が分かれていることもあります、1人が提供することもあります、というところからそのまま入っていただくと、さらに分かりやすくなるのかなというふうに思いました。これが2点目です。

3点目は御質問なんですけれども、全携協さんの御説明で、3ページ目にありましたあんしんショップ認定制度、これも以前からいろいろ申し上げて、申し訳ないところなんですけれども、ちょっとウェブサイトを拝見しますと、一方的な宣誓だけではなくて、モニタ

リングもしていると。認定基準に適合しているかどうかのモニタリングもしているというようなことがありましたので、どのようなモニタリングをされているのかを教えてくださいければと思います。よろしくお願いします。

**【全携協 伊川オブザーバー】** こちらの資料の7ページ目にございました各種のコンプライアンス遵守に関わる研修であるとか、あるいは適正販売に関わる研修、そういった内容の研修をあんしんショップの全スタッフに落とし込みを図るといった取組を実施しております。

ただし、あんしんショップの店頭における売り方であるとか、あるいはセールストークであるとか説明方法といったものを逐一モニタリングするというような取組には、まだ及んでおりません。

**【森主査代理】** ありがとうございます。よく分かりました。ウェブサイトにモニタリングのことがありますので、そういうことであれば、これは認定制度ですので、こういうことをやった上であんしん認定していますということですので、ちょっとその部分は御修正いただいたほうがいいのではないかと思います。

**【北構成員】** 野村総研の北でございます。全携協さんの資料でe-ネットキャラバンのグラフがありまして、今年度かなり、恐らくコロナ禍で開催が難しくなっているのかなと思いますけども、このキャラバンを、文字どおりe-ネット、オンラインで行って、自宅から親子で受講するとか、そういった取組というのは施行されていたりするのでしょうかというのが1つ質問でございます。

それから、コメントでございます。先ほどの市川先生のコメントと完全にかぶっているんですけども、MVNOの参考速度計測につきまして、総務省さんへの提案ですが、恐らくこのままだと、速度に実施のある社は計測して表示しますが、自信のない社は計測しないし表示しないということが想定されますので、例えば総務省さんの携帯電話ポータルサイトなどにおいて、MVNOを選択する際には、参考速度の計測・表示をしている社を選べばより安心ですといった表記なり、リンクを張るなど、そういうことをすることによって、より多くのMVNOさんが速度を自ら計測・表示するという状況に近づいていけるのではないかと思いますので、御検討いただきたいと思います。

**【伊川オブザーバー】**

昨年の春以来、e-ネットキャラバンの主催元でありますマルチメディア振興センターさんと協議を重ねております。具体的には、e-ネットキャラバンの開催をオンラインで

実施させていただきたい。あるいはe-ネットキャラバンの講師の認定講座もオンラインで受講させていただきたい、そういった内容でございます。

こちらはマルチメディア振興センターのみならず、各地域の総合通信局様とも連携を図らせていただいているところでございます。

ただ、一方で、学校の視聴覚設備等々の問題もございまして、まだ緒に就いた段階というふうに御認識いただければと存じます。

3. 実地調査の主な結果 (MVNO サービス)
4. WEB での契約に関する利用者アンケートの結果
5. 消費者支援連絡会における意見交換の結果

【片桐消費者行政第一課長】 (資料10-3-1、10-3-2、10-3-3に基づき説明。)

【市川構成員】 慶應の市川でございます。全体の流れにつきましては御報告いただいたとおりということで、2点ほどコメントをさせていただきたいと思います。

資料10-3-2のウェブアンケートのところでございまして、御説明中も御指摘がございましたが、21ページのところのウェブでの契約のところ、どの事項も確認していないというスルーが生じているとのことでした。

コロナもありまして、我々も「新しい日常」や「ニューノーマル」という言い方をしています。ウェブが増えるよねという話はしているわけでございますけれども、その時にやはり、リテラシー上問題のない方は、ちゃっちゃと進んでいって、分かりやすく非常にありがたい、みたいな話で処理できるお話と、もうこれしかないということで一生懸命慣れるとか、あるいは、どう見ても分かりにくいみたいなことが混ざってくるということ、今後どうやって捉えていくことが適切かというような論点、前半の10-1に当たるところのお話でも幾つかございました。このコロナの瞬間の特徴と考えるよりは、だんだんオンラインになっていくということは物事としてたくさんあると思いますので、事務局に御指摘いただいとおり、その時のテークノートとして非常に、大事だなと思いました。というのが1点でございます。

もう1点が、同じ資料の29ページ、30ページのところでございますけれども、まず、手前みそですが29ページ、30ページのように分けて取ってほしいとお願いしたのが私

でございます、まずは、ありがとうございます。前段の、様々起きているクレームは、例えばアウトサイダーの話であったり、いわゆる直接の電気通信事業と関係のなさそうな話が混じっていたりするものであるとか、それがそれぞれの窓口様で受けられている、受けられていないという話がだんだん出てきまして、全体像はどうなっているのだろうかというのが心配になっておりました。これを、こちらの29ページのように分けていただいて、誰のところに、どのような内容がどのくらい届いていて、それが30ページのように、皆さんからいろいろ御報告いただいたように、解決したというのが非常に多いわけでございますけれども、ただ、分からないとか難しかったとか、こういうこともやはり30ページなどを見ていると出てきております。私たち、このモニタリング会合の任務というのは、個別のことが大きくなってきた場合の対処ももちろんでございますが、全体について、きちんとうまくいい方向に進んでいるだろうかというのを見ることも大事な任務と承知しておりますので、この辺、きちっと定期的に見ていくと、この先しなければならぬことが見えてくるなということを改めて感じましたので、コメントさせていただきました。

**【新美主査】** どうもありがとうございます。モニタリングを丁寧に行っていただいておりますが、その中から対処すべき問題点等も、あるいはもう少し力を入れてやるべきことは、今の市川さんの発言からも明らかなように、だんだんと分かってきましたので、このモニタリング会合、引き続きしっかりと、全体を見ながら進めていきたいと思っております。

**【長田構成員】** 長田です。ウェブ上での説明がどう伝わっているのかというのをきちんと検証をしていくということが大切だなと思っておりました。これから、どうしてもウェブでの契約というのが避けられない、本当は得意じゃないけれども避けられないという人たちもいると思っておりますので、どういう方にはこういうふうに伝えたほうがいいんだという、せっかくのデジタルの力なので、一色、一通りだけの使い方ではなくて、相手に合わせたような使い方ができるような、全体的な検証みたいなものもやっていっていただきたいと思っております。

**【黒坂構成員】** 慶應大学の黒坂です。2点ございます。1つは10-3-2、今、皆様と同じウェブでの契約に関するアンケートでございます。

意見ですが、非常にこれ、やはり重要な調査をしていただいたというふうに思っていますし、分析をかなり深く読み込み続けたいいけないと思っております。

今、御指摘にあったとおりの、ほぼ繰り返しになってしまうのですが、やはりウェブであるがゆえに、消費者は自分の関心のあること、あるいは自分が理解できることについて

は目を留めて読むけれども、そうではないことについては、それが適正かどうかとは関係なく、ほぼ無自覚に近い形で読み飛ばしてしまうというようなことは、往々にしてあり得ると思います。

こういったことが、さらにどのようなトラブルやインシデントにつながり得るのかというのを、様々な観点、これはそもそも法律的に契約行為としてどれくらいそれが本当に妥当なのかということも、いろいろ検討途上なところがあると思いますけども、そういった観点も必要ですし、心理学的な観点みたいなものももしかすると必要かもしれないと。

そういうことを少し総合させて検討を進めていかないといけない領域であり、それぐらいいろいろなアプローチでやらなきゃいけないぐらい、恐らくこの後、ウェブ契約というのは主流な方法の1つになっていくと思いますので、すぐに危なそうだからやめようということではなく、これを正しく社会の中で育てていくために、モニタリングで正しくファクトを追いかけてながら分析を進めていくということを検討いただければというふうに考えております。これが意見です。

2つ目、要改善検討事項の一番最後、5ページ目の部分ですが、新型コロナウイルス感染症による通信サービスの苦情相談への影響というところで、下線を引いていただいた、電気通信事業者及び事業者団体においては、新しい生活様式に対応して業務体制を構築することが必要であるという点、これはもう論をまたずそのとおりであるというふうに考えるのと同時に、一方で、逆にニューノーマル時代、できるだけ日常生活上は人と会う機会を減らすであるとか、外にあまり出ないようにするであるということが、とりわけ緊急事態宣言下では求められるわけですけども、つまり、人間の24時間のほとんどの部分は、デジタルにかなり依存する量が増えていく。つまり、これがインフラとしての重みがどんどん高まっていく中で、そこでトラブルが起きたり、壊れてしまったり、何かうまくいかなかったというときに、実際に物理的なデバイスでもありますので、物理的に直してもらわなければいけない、トラブルシューティングしてもらわなければいけないという意味で、物理空間である、例えばキャリアショップであるとか、顧客接点を物理的に持つようなところの意味であるとか重要性というのは、さらに増す可能性が出てきていると思います。

この辺りについて、社会的な位置づけであるとか、それに応じた費用の考え方、これは業界全体での費用の考え方であるとか、そういったことを、以前から少しずつ、高齢者対策であるとかで考えなければいけないねというような議論はあったと思いますが、いよいよ

よ本格的に、高齢者はもちろん、全世代、全ての人たちにとっての社会的意義ということ  
を考えなければいけないところに来ているのではないかと感じました。

ですので、そういった物理的な接点ということの活用であるとか意味ということ、改  
めて少し深掘りしていくことが求められるのではないかとということ、私の意見とさせて  
いただきます。

**【新美主査】** 貴重な意見をありがとうございました。今、長田さん、それから黒坂さ  
ん、市川さんも、非常に重要な御指摘が出てきましたので、今後とも、この点については  
十分な議論をしていきたいというふうに思います。

特にウェブでの契約のところに出てきましたが、消費者問題あるいは消費者との対応を  
考えているときに、情報公開、情報開示なのか説明義務なのかどうなのかというのを、ど  
うも一緒くたにしているようですけれども、説明義務というのは単に情報開示だけではな  
くて、十分に情報を与えて、納得して同意をしてもらうというのが前提ですので、説明義  
務というのは情報だけ開ければいいというふうには思っはいけないのが大事だというの  
は、これまで言われてきております。

それから、特に専門知識の必要な領域、例えば医療のようなところでは、場合によって  
は右コース開けという要求、要するに教育も説明義務の中に入りますよということがアメ  
リカなんかでは言われておりますので、その辺、義務教育に任せる部分と、こういった契  
約における説明義務、役割分担はいろいろあるかと思えますけれども、現状の中でどこま  
で説明するのかというのは悩ましい問題ですので、今後とも、きちんと議論をしていく必  
要があるかというふうに思います。

## 6. 要改善・検討事項（案）

**【片桐消費者行政第一課長】** （資料10-4に基づき説明。）

**【黒坂構成員】** 黒坂です。手短に。すみません、私がちょっと資料の読み込みを先走  
ってしまいまして、事務局からの御説明の前に、私からコメントしてしまいました。失礼  
いたしました。

ですので、今、事務局からの御説明に異論は全くございません。先ほどのコメントは、  
今御説明いただいたもののコメントとして取り扱っていただければと思います。

**【石田構成員】** 全相協の石田です。私は、4ページのところに書いてくださっている  
のですが、4ページの中頃です、事業者団体等に加盟せず、自主的に苦情相談の軽減に向

けた十分な取組を行うことも期待されにくい事業者への対応について、引き続き検討する必要があると、このように書いていただいているんですけども、また、事務局資料の10-1-1の28ページのところでも、独立系事業者から卸を受けたF T T Hを提供するF V N Oについて、事業者数が少ないのに、苦情件数が多いことが非常に問題となっていましたし、実際、消費者生活センターで相談を受けていると、加盟していない事業者さんがトラブルを起こしているということがありますので、ここには書いてくださっているんですけども、事業者団体に加盟するとか、独立系のところでも、F V N O委員会のようなところをつくるなどの対応を早急をお願いしたいと思います。書きぶりとしては、もう少し強めでもいいのかなと思いました。

【森主査代理】 2個申し上げたいと思います。1つはアウトサイダーの問題で、度々で申し訳ないんですけども、ここにお書きいただいているように、体制をとということなんですけど、プライマリーには法執行ということだと思います。

その体制ということなんですけども、やはり今、石田さんがおっしゃいましたように、どうやってこの人たちを巻き込んでいくか、アウトサイダーをアウトサイダーでなくするかということについては、やはり共同規制的な方法が使えるだろうというふうに思います。

例えば、販売方法に関するガイドラインの策定義務を課するというようなことになりますと、どういうふうに作ったらいいかわからないから事業者団体に入って聞こうということになるだろうと思いますし、それは一定の当然サンクションを伴うものでないと、いや、そんなの面倒くさい、そこは織り込んで商売したほうがもうかるというようなことになっては困りますので、制裁が組み込まれたルールでなければいけないわけですけども、事業者団体に入るというインセンティブを持たせるような規制——これは法規制ですが、そういうものが一つ考えられると思います。これが1点です。

2点目ですが、ウェブの契約の拡大、この末尾のほうなんですけども、先ほどからいろいろな御意見が出ておまして、これは全くそのとおりなんですけども、1つだけ、ちょっとだけ申し上げますと、これは要は多分、こちらの世界によろしく、今、ほかの物品に関しては爆速でE C化が進んでいるわけですけども、スマートフォンのE C、電子商取引ということが始まったということなので、これに関しては電子商取引自体の様々な工夫なり、規制なりがありますので、それを参照することができると思います。

例えば電子消費者契約法みたいなものは直接適用されますし、それ以外にも、電子商取引に関するガイドラインのようなものがありますので、それを参照して、何でもかんでも

いいから同意ボタンを押しちゃうとか、そういうことを工夫して避けるということが、そういうことの役に立つのではないかと思います。

【新美主査】 ありがとうございます。今、石田さんと森さんがおっしゃった、アウトサイダーに対する対応をどうするかというのは非常に悩ましい問題ですので、皆さん、多分、今後とも、どういう対応をするのかというのは悩ましいことかと思えますけれども、もう大分前ですけれども、ここでも発表したことがありますけれども、アメリカとかドイツでは、いわゆる枠組み規制をしまして、特にアメリカを例に取りますと、FTCとFCCとが手を組んで、公正な取引をしなきゃいけないと。何が公正かは各事業者が考えろと。それをきちんとオープンにきなさいと。その際、事業者団体で発表するのもいいし、事業者団体に入らないものは個別に発表しなさいということで、暗に利用者団体に加入することを、インセンティブをかけるような規制の仕方をしていたように思いますので、この辺、我が国でももう少し、一步踏み出すということを考えてもいいのではないかと、お二方の意見を聞いてそう思いました。

それでは、ただいま事務局から出していただいた今後の改善事項とか検討事項、要改善検討事項の案につきましては、これを特に修正なしと。石田さんから少し希望がありましたが、それも含めてこの方向で進めていくということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【新美主査】 ありがとうございます。特に御異議があるとは思いませんでしたので、御承認いただいたということで手続を進めてまいりたいと思います。どうもありがとうございました。

以上